中「第六条第一項第一号イ(2)」を「第七条第一項第一号イ(2)」に改め、同項第三号中「第六条第一項第一号イ(3)」を「第七条第一項第一号イ(3)」に改め、同条第二項中「第六条第一項第一号イ」を「第七条第一項第一号イ」に改め、同条第三項中「第六条第一項第一号イ(1)」を「第七条第一項第一号イ(1)」に改め、同条第四項中「第六条第一項第一号イ(2)」を「第七条第一項第一号イ(2)」に改め、同条第六項中「第六条第一項第一号イ(3)」を「第七条第一項第一号イ(3)」に改め、同条第七項中「第六条第一項第一号ロ(1)」を「第七条第一項第一号ロ(1)」に改め、同条第八項中「第六条第一項第一号ハ」を「第七条第一項第一号ハ」に改める。

第九条中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十条中「第二十一条の二第三項」を「第二十六条第三項」に改める。

（温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部改正）

第二条　温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成十八年経済産業省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条の五第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第三条中「第二十一条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

第四条第一項中「第二十一条の五第三項」を「第二十九条第三項」に、「第二十一条の四第四項」を「第二十八条第四項」に、「第五条の二」を「第六条」に改め、同条第二項中「第二十一条の五第三項」を「第二十九条第三項」に、「第二十一条の四第四項」を「第二十八条第四項」に改める。

第四条の二中「第二十一条の四第四項」を「第二十八条第四項」に改める。

第五条第一項中「第二十一条の八第三項」を「第三十二条第三項」に、「第二十一条の五第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の八第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

第六条第一項中「第二十一条の八第四項」を「第三十二条第四項」に、「第二十一条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条第二項中「第二十一条の八第五項」を「第三十二条第五項」に、「第二十一条の五第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

第七条中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（割当量口座簿の運営等に関する省令の一部改正）

第三条　割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十一条第三項第一号」を「第四十五条第三項第一号」に改める。

第三条第一項及び第二項中「第三十二条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条第三項中「第三十二条第四項」を「第四十六条第四項」に改める。

第四条中「第三十三条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

第五条第一項中「第三十四条第二項」を「第四十八条第二項」に改める。

第六条中「第三十四条第四項及び第五項」を「第四十八条第四項」に改め、同条第一号中「第三十四条第三項第三号ハ」を「第四十八条第三項第三号ロ」に改め、同条第二号中「第八条」を「第九条」に改める。

第七条中「第三十四条第二項から第五項」を「第四十八条第二項から第四項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第七条の二中「第三十四条の二第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条中「第三十四条の二第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条の四の見出し中「第三十四条の二第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条中「第三十四条の二第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第八条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第九条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十条第一項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十一条中「第十五条又は第十六条」を「第十六条又は第十七条」に改める。

第十二条第一項中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第十三条第一項中「第四十条」を「第五十五条」に改める。

第十六条中「第三十四条第二項」を「第四十八条第二項」に、「第四十四条」を「第六十二条」に改める。

様式第一中「第三十二条第三項」を「第四十六条第三項」に改める。

様式第二中「第三十三条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

様式第三を次のように改める。

様式第三（第五条関係）

収入印紙（消印してはならない）

算定割当量の振替申請書

年　月　日

環境大臣　殿
経済産業大臣　殿

申請者　住所
名称及び代表者の氏名　印

地球温暖化対策の推進に関する法律第四十八条第二項の規定により、算定割当量の振替について、次のとおり申請します。

振替元口座	
口座番号	
（ふりがな） 口座名義人の名称	

振替先口座	
（ふりがな） 口座名義人の名称	
備考※	

※　国の管理口座への移転を行う場合には、取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）を目的とする移転又は法第四十八条第三項第三号ロに規定する目的で行う移転の別を備考欄に記入すること。なお、無償で国の管理口座に算定割当量を移転する場合には、その旨も併記すること。